

令和8年度 米子市文化ホール 清掃仕様書

- 1 清掃は管理棟（イベントホールを除く）については日常清掃及び特別清掃とし、メインホール棟及びイベントホールについては臨時清掃（使用の都度）及び特別清掃とし、別紙の「清掃作業基準」に基づき文化ホール業務の遂行に支障のないように誠実に実施し、常に清潔な状態を保つようにするものとする。
- 2 前項によるほか、必要に応じて適宜、洗浄、ワックス塗布、研磨などを行い、常に清潔な状態を保つように留意するものとする。
- 3 清掃委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 作業内容及び回数（別表1～2参照）
 - A 日常清掃 原則、休館の火曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
 - ① 午前8時から午後4時30分まで 1人
 - ② 午前8時から午前11時まで 1人

（特記事項）火曜日のうち5月5日、8月11日、9月22日、11月3日、2月23日は祝日開館のため、日常清掃と同じ人員配置をするものとする。
 - B 特別清掃 原則として休館日もしくはメインホールの使用のない日に行うものとする。
 - 1) ガラスクリーニングは管理棟及びメインホール棟のあわせて785.6㎡。
 - 2) 管理棟の床面洗浄及びワックス掛けは年4回、メインホール棟は年6回。ただし、3階便所は年2回。
 - 3) タイルカーペットクリーニングは、事務室等の貸し出さないスペースは年1回、その他は管理棟及びメインホール棟とも年3回。
 - C 臨時清掃 日常清掃の作業基準に準じ、入念に行うものとする。

清 掃 作 業 基 準

この基準仕様書は作業の大要を示すものであるから本書に記載していない事項であっても職員が美観の維持又は建物管理上必要と認めた作業で軽微なものについては契約金額の範囲内で実施するものとする。

使用材料

- 1 作業に使用する材料はすべて品質良好なものであらかじめ検査を受けた品質又はこれと同等以上のものを使用すること。
- 2 電気及び水道の使用にあたってはできるだけ有効に使用し、経費の軽減に努めること。

作業工程

実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を2部作成し、職員に提出し、その承認を得ること。

損害その他

- 1 作業実施にあたり構内の建物、工作物その他に対し損害を与えたときはその損害額を賠償すること。
- 2 作業実施中破損箇所を発見したときは直ちに職員に報告すること。

作業内容

一般事項

作業実施にあたっては業務に支障のないよう次の事項に十分注意すること。

- 1 ほこりを飛散させないこと。
- 2 清掃器具類を建物内の機材等にあてないこと。
- 3 火気には特に留意し、ガソリン、ベンジン等の引火物は絶対に使用しないこと。
- 4 水の使用にあたっては機械その他にかからないようにすること。
- 5 不衛生な処置をとらないこと。
- 6 その他細部については職員の指示を受けること。

A 日常清掃 [管理棟（イベントホールを除く）]

1 ちり払い

ちり払いは機械その他設備のあるところは原則として真空掃除機を使用する。また、手の届く範囲に塵を認めた場合、ハタキを使用し、入念にちり払いをすること。

2 床掃除（便所を除く）

カーペット床面は電気掃除機等を使用し、ビニールタイル床面及び磁器タイル床面は固く絞った水拭きモップにてほこりを除去する。

この際、移動の容易な椅子、つい立て等の備品類は移動したうえ入念に掃除する。

3 壁、窓等

ほこりを払い、必要な部分は水でぞうきん拭きをする。

4 カウンター、てすり、窓枠、窓台等

掃除機等でほこりを除去し、ぞうきんでから拭きをする。

- 5 汚物入れ等は内部を水洗掃除する。
- 6 便器、洗面器類の洗浄
便所の床、隔壁は水拭きし、便器及び洗面器などは洗浄剤を用い、丁寧に水洗いのうえ布拭き掃除をする。
トイレットペーパー及び石鹼水は随時補充すること。
湯沸し、流し台、ガス台、タイル壁等は水拭きをする。
- 7 たたみ床
乾拭きをする。
- 8 ガラス
簡易なガラス拭きをする。
- 9 その他
空き箱、空きビン、茶がら、紙くず及びたばこの吸い殻は毎日所定のところに捨てる。
容器は洗浄する。

B 特別清掃（管理棟及びメインホール棟）

- 1 ビニールタイル床
最初荒掃除をし、次にクリーナーを用いて掃除のうえ床に付着している汚物は指定剤で丁寧に除去し、石鹼温水をもって全面をポリッシャーで洗浄のうえ、汚水を拭き取り、十分乾燥を待ってワックスを用い、均等に塗布のうえブラシがけし磨き立てをする。
壁を破損しないよう留意し、から拭きつやだしをし、適当な養生をする。
- 2 磁器タイル床、モルタル床、便所隔板、壁等
あらかじめ付着物を除去し、全面をワッシャー等の器具を用いて石鹼水で水洗いのうえ、モップ等で拭き取り、ポリッシャーをもってつやだしをし、ポリッシャーの使用できない部分はブラシ又は、乾布類を用いて磨き出しをする。

3 タイルカーペット床、カーペット敷床

洗剤及びリンスを使用し、洗浄する。

4 縁甲板貼床（イベントホール）

木床用のワックス掛けをする。

5 天井、壁（階段共）等

壁、天井、窓、照明器具、時計、各種ダクトパイプ類等日常手の届かない箇所は脚立を用いてクリーナー又はハタキをもってほこりを払い、水拭きをする。

照明器具はシェード、グローブ、チューブ、電球及び蛍光灯器具を丁寧に取り外し、石鹼水等で水拭きをする。

6 外部サッシ

乾いたモップ又はブラシ等を用いて丁寧にちり払いをする。

7 扉及び窓ガラス（建物内外の窓及び出入り口ガラス）

両面とも石鹼水又は薬液類（スチールに有害となるものあるいはサッシに塗布したペンキが溶解されるおそれがあるものに用いない）をもって拭き、さらに乾布で拭き磨きをする。

8 窓、扉の金具

地金のものは磨き粉でメッキのあるものは指定の研磨剤で磨き、金具回りの手あか等も薬液又は石鹼水を用いて丁寧に拭き取りをする。

9 ごみ

所定の場所に集め、ごみ収集日に搬出する。又、その付近を入念に掃除するものとする。

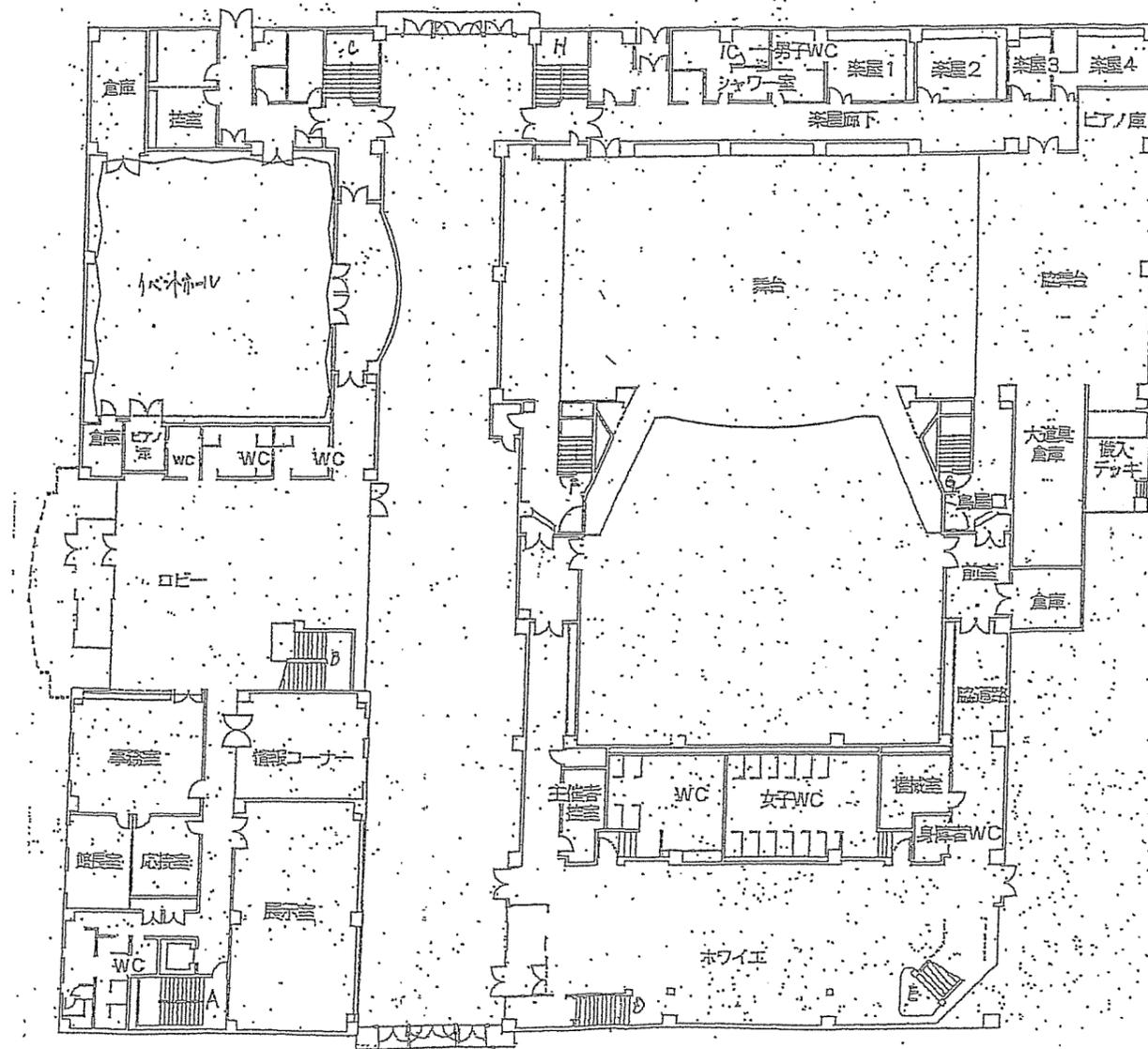
10 その他

場所と材質に応じて一般的事項を留意し、適正な方法で行うこと。

C 臨時清掃（メインホール棟及びイベントホール）

日常清掃の作業内容に準じ、入念に行うものとする。

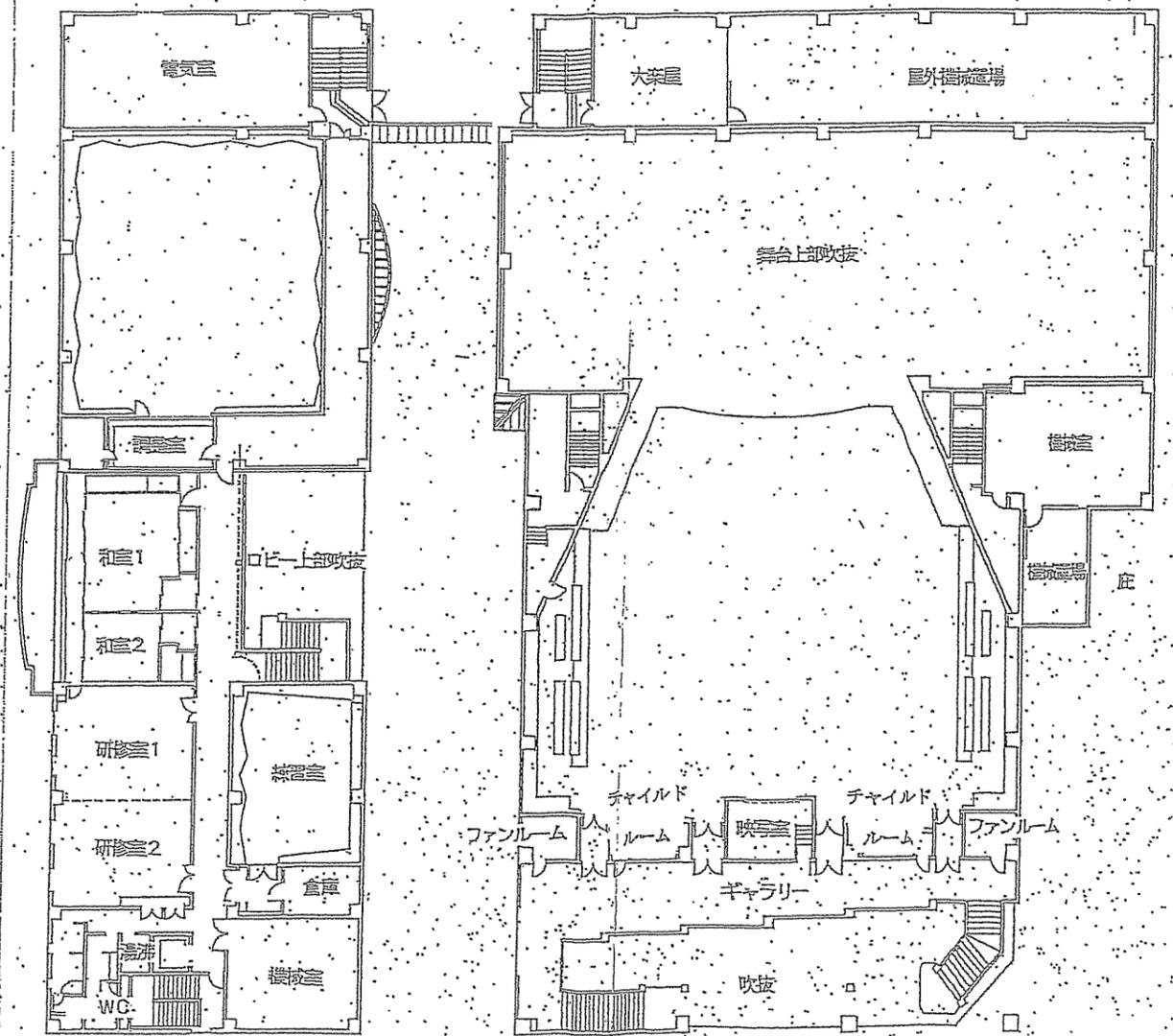
1階平面図



管理棟

メインホール棟

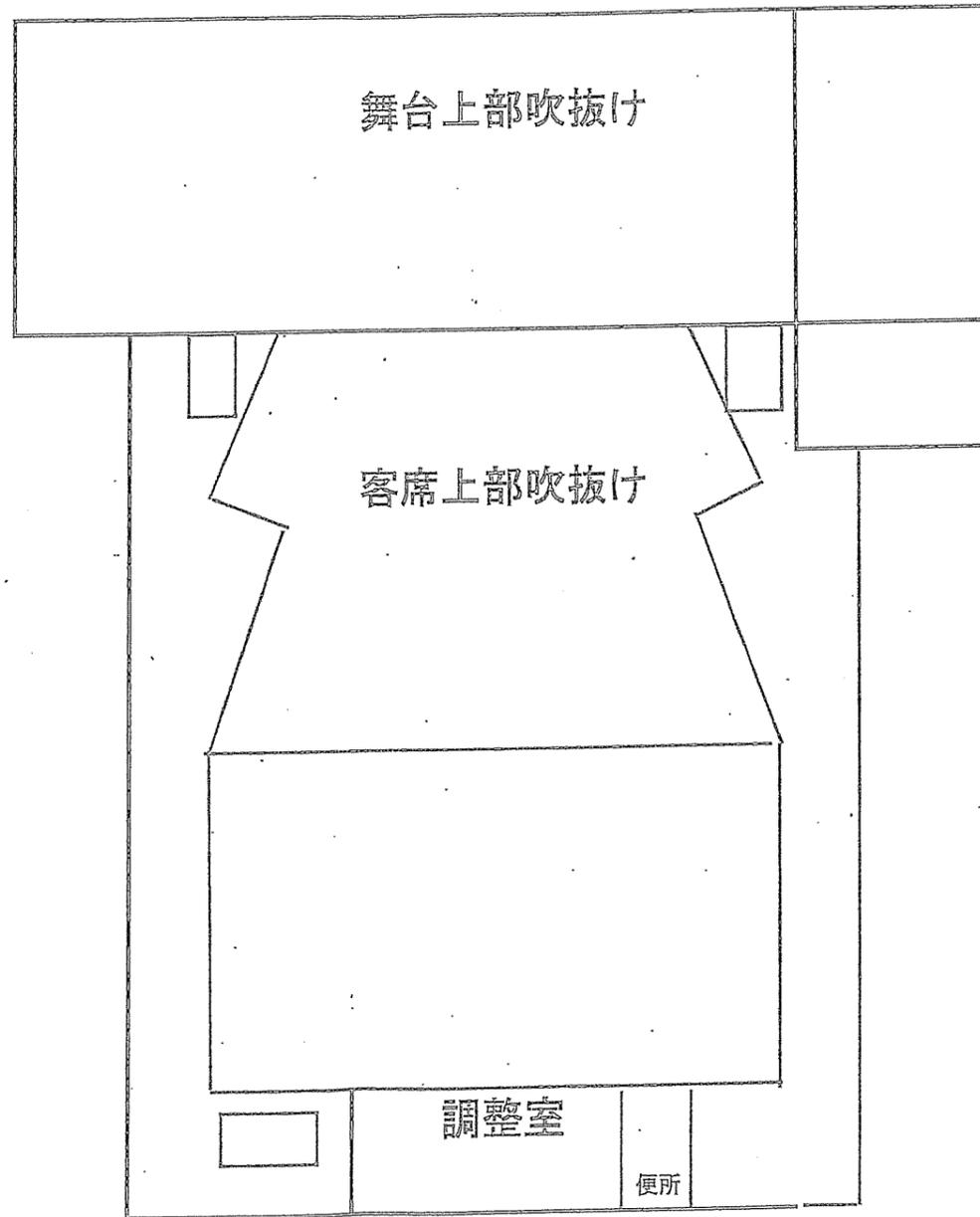
2階平面図



管理棟

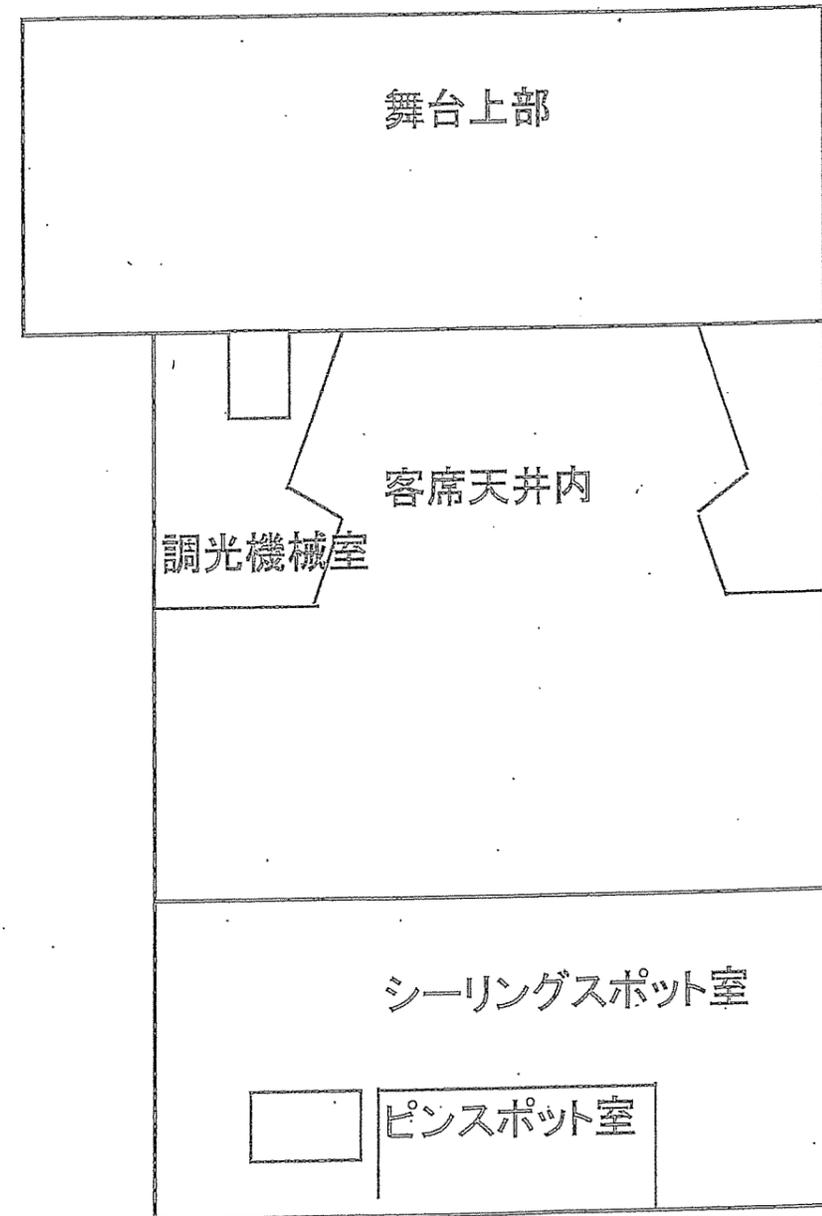
メインホール棟

3階 平面図



メインホール棟

4階 平面図



メインホール棟